



退職者医療制度

国保加入者で、長年勤めた会社や役所等を退職して厚生年金、共済組合などから年金を受けている七十歳未満の方やその家族（被扶養者）は、退職者医療制度によつて診療を受けられます。

資格

年金の受給権が発生した日

◎年金証書が届いたら、年金証書、印かん、保険証を持参のうえ、住民福祉課受付で、手続きをして下さい。

Q 訪問販売のセールスマニに勧められ、クレジットカードを利用すると、よく考えると、わが家には今のところ不要な品物を買う契約を交わしました。

A セールスマニに勧められているうちに何となくその気になつて契約を結んだもの、その後、家族に反対されたりして考えが変わることはよくあります。

そこで法律では、訪問販売で商品を買った場合、一定期間内ならば契約を取り消すことができます。クーリング・オフは、あくまでも、買う意思の定まらない消費者がクール・オフ（頭を冷やす）することを前提としています

クレジット時代

これだけは知つておこう

のようと思われます。契約を取り消すことはできるでしょうか。

店や営業所で契約すると

ただし、きっかけは訪問販売であつても、相手の店や営業所で契約を結んだ場合は、クーリング・オフは認められません。店へ出向くことは、消費者に、買うというはつきりした意思があつたとみなされるからです。

クーリング・オフ



一定期間内なら 契約を解除できる制度

この場合、すでに品物が引き渡されなければ返さなければなりませんが、引き取りに伴う費用は販売業者が負担します。また、代金の一部を支払っている場合も、業者はすぐにそれを返さなければなりません。しかし、訪問販売の場合でも品物を受け取り、その場で代金を全額支払った場合、いわゆる現金販売には、クーリング・オフは適用されません。

クーリング・オフは、大変重要な契約事項なので、消費者の目に触れやすいよう赤字で契約書に記されています。訪問販売で契約したときは、その項目をよく読み、クーリング・オフしたいと思ったら、できるだけ早く手続きすることが大切です。

この場合、すでに品物が引き渡されなければ返さなければなりませんが、引き取りに伴う費用は販売業者が負担します。また、代金の一部を支払っている場合も、業者はすぐにそれを返さなければなりません。しかし、訪問販売の場合でも品物を受け取り、その場で代金を全額支払った場合、いわゆる現金販売には、クーリング・オフは適用されません。

**商品を引き取る費用は
業者が負担**

くる制度を設けています。これをクーリング・オフといい、契約の申し込み、または締結後七日以内（休日を含む）であれば、消費者は無条件で申し込みを取り消したり、契約を解除することができます。

に、電話などによって申し込む場合も同様で、消費者に明らかな意思があると考えられるため、クーリング・オフは適用されません（なお、事業者によっては返品特約によって返品を認める例もあります）。